

UTASHINAI

Public Relations Magazine

広報 うたしな い

7 令和5年
月号
NO.1273



今月の表紙

6月3日、歌志内学園グラウンドで第3回歌志内学園運動会が行われました。

肌寒い天候でしたが、全力で取り組む児童生徒たちに会場からは惜しめない拍手が送られました。

9年生の気合いのこもった競技への姿勢は、後輩たちへの目には見えない青春のバトン。後輩たちは心にしっかりと受け取っていることでしょう。

広報に掲載されたご家族の写真を無料で差し上げます。
ご希望の方は企画広報グループまでお問い合わせください。

 <https://www.city.utashinai.hokkaido.jp/>

 info@city.utashinai.hokkaido.jp





＼ 1～9年生による全力の競技 ／

第3回歌志内学園運動会

児童生徒会テーマ

「勝敗笑美戦」

～勝っても敗れても笑って美しく戦おう～

令和5年6月3日（土）歌志内学園グラウンド



児童センター等一元化施設 整備基本設計の概要～第2段～

歌志内学園の敷地内に整備する「児童センター等一元化施設」の概要について、広報うたしな16月号でお知らせしました。

今回は本施設の「建物・公園の整備概要」についてお知らせします。

●建物（一元化施設）

①整備予定機能

- ・児童館、図書館、多目的ホール（市民体育館の代替機能）、地域交流センター機能（集会室・研修室など）、教育委員会事務室等

②省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用

- ・外壁・屋上・床下及びサッシは高気密・高断熱の仕様を採用
- ・CO2 排出量削減、節電等のため、地中熱ヒートポンプ（冷暖房）及び太陽光発電などの再生可能エネルギー・システムの導入を検討

③避難場所の指定

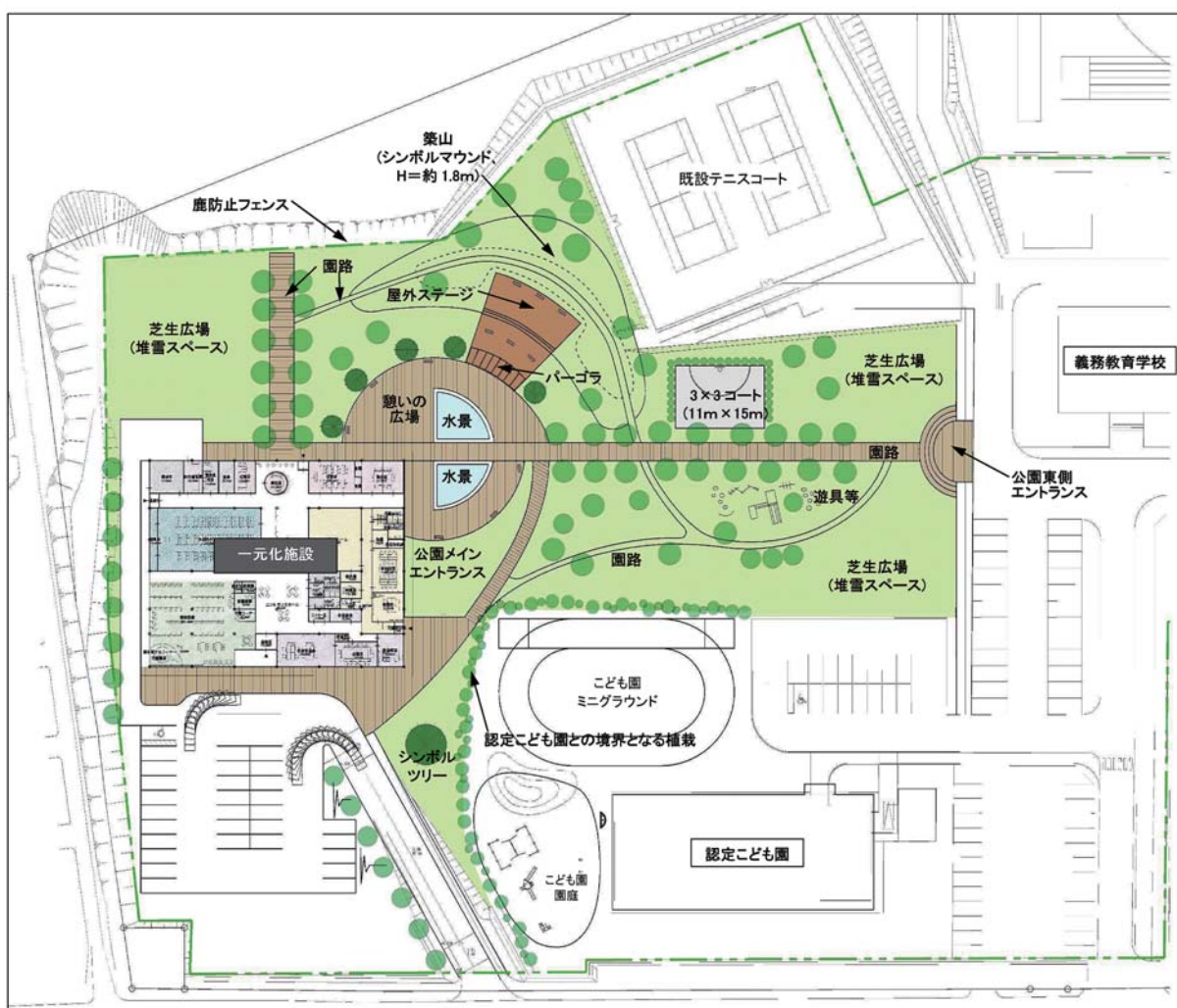
- ・指定緊急避難場所
- ・建物内に防災備蓄庫と災害時に炊き出しができる調理室を完備

④駐車台数 30台（うち車椅子使用者用1台）

●公園

①整備予定機能

- ・遊び機能 水景施設、憩いの広場、子ども用遊具・健康遊具、芝生広場など
- ・運動機能 3×3 バスケ



コート、既設テニスコート
活用
●園路等 園路、各種植栽
②避難場所の指定 指定緊急
避難場所
企画広報グループ

▲建物・公園の配置図

『ポケふた』 お披露目イベントのお知らせ

ポケモンマンホール『ポケふた』のお披露目イベントを「歌志内市民祭りSYOTTEKE」のスケジュール内で開催します。

本市の『ポケふた』には、「北海道だいすき発見隊」のロコンとアローラロコンのほか、バチュルがサイクリングロードをイメージしたシルエットや桜と一緒にデザインされています。

ぜひ、世界に1つだけのマンホールを見に来てください。

- 開催場所
うたみん駐車場
- 開催日時
7月9日（日）13時～13時30分

※お披露目イベントに参加いただいた方へ、ホワイトガラナアローラロコンラベル、コアップガラナロコンラベルやステッカーを配布します。



北海道だいすき発見隊
ロコン アローラロコン



©2023 Pokemon. ©1995-2023 Nintendo/Creatures Inc./GAME FREAK inc.
ポケットモンスター・ポケモン・Pokemonは任天堂・クリーチャーズ・ゲームフリークの登録商標です。

介護保険サービス利用には 介護認定の申請が必要です

介護保険のサービスを利用するためには「介護認定」か「介護予防・日常生活支援総合事業」申請が必要になります。介護認定の申請をすることで、受けられるサービスの種類や1か月に利用できるサービスの限度額が決定します。限度額の範囲内で、サービスを利用したときの自己負担額は1～3割になります。

＜保健介護グループ 市役所2階 ☎74-6616＞

介護認定の結果は「認定調査」と「主治医意見書」の内容から介護認定審査会で審査され決定します。「認定調査」は、介護認定調査員がご自宅に訪問し、心身の状態について聞き取りを行います。「主治医意見書」は、かかりつけの医師から、心身の状態や治療内容を記載してもらいます。

なお、介護認定の申請から認定結果が届くまでの目安は1か月ほどになりますので、お早めにご相談ください（サービスの利用は申請日から可能ですが、介護認定の結果が決まるまでは暫定でのサービス利用となります）。

介護予防・日常生活支援総合事業の結果は基本チェックリスト（心身や日常生活の状態などの調査）の内容から決定します。生活機能の低下がみられた場合は、事業対象者となります。

介護認定の申請をはじめ、介護保険のご相談については保健介護グループにお問い合わせください。

要介護度	利用限度額（1か月）
要支援1・事業対象者	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

国民健康保険税の改正について

国民健康保険税について、地方税法等の改正に伴う令和5年度の主な改正点をお知らせします。

●課税限度額の見直し

後期支援金分の課税限度額（上限額）を引き上げました。

区分	令和4年度	令和5年度
医療分	65万円	変更なし
後期支援金分	20万円	22万円
介護保険分	17万円	変更なし
合計	102万円	104万円



●軽減判定所得基準額の拡充

5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得基準額を見直し、対象世帯を拡充しました。

区分	令和4年度	令和5年度
7割軽減	世帯の所得が、43万円 +10万円 ×（一定の給与所得者等の数－1）	変更なし
5割軽減	世帯の所得が、43万円 +（28万5千円×被保険者数） +10万円 ×（一定の給与所得者数等の数－1）	世帯の所得が、43万円 +（29万円×被保険者数） +10万円 ×（一定の給与所得者数等の数－1）
2割軽減	43万円 +（52万円×被保険者数） +10万円 ×（一定の給与所得者数等－1）	43万円 +（53万5千円×被保険者数） +10万円 ×（一定の給与所得者数等－1）

※一定の給与所得者とは、給与収入（自営業等に従事する専従者給与を除きます）が55万円を超える方と公的年金等に係る収入が65歳未満は60万円以上、65歳以上は125万円を超える方となります。

問い合わせ 税務グループ（市役所1階☎42-3217）

物価高騰重点支援 地域商品券を郵送します

物価高騰に直面する市民生活への支援と落ち込んだ地元における消費の回復及び拡大、地域経済の活性化を目的に、市民の皆さんに地域商品券を配布します。

- 配布方法 ご自宅へ郵送します（7月15日以降にご自宅へ順次届く予定です）
- 対象者 令和5年6月22日現在で市の住民基本台帳に登録されている方（外国人登録者含む）
- 給付額 1世帯につき1万円分の商品券
- 利用期間 令和5年7月21日（金）から令和5年10月31日（火）まで
- 問い合わせ 歌志内商工会議所 ☎42-2495
ふるさと振興グループ ☎42-3215



▲郵送される地域商品券のデザイン

財政公表

市では毎年2回、財政状況を公表しています。今回は令和5年3月31日現在での、令和4年度予算の執行状況を中心に、市の借入金や基金の現況などについてお知らせします。

なお、最終的な令和4年度決算については、令和6年2月号にてお知らせします。

〈財政管財グループ 市役所3階☎42-3214〉

■市の人口

<令和5年3月31日現在>

人口	2,739人
男	1,304人
女	1,435人
世帯数	1,690世帯

●はじめに

市の財政は、一般会計と特別会計、企業会計の3つに分かれています。

一般会計には、市の基本的な経費が計上されており、特別会計では、特定の事業を行うための収支が個別に処理されています。

また、企業会計は、地方公共団体が経営する事業の会計で、本市には市立病院の運営を行う病院事業会計があります。

地方公共団体では、4月から翌年3月末までの会計年度内に全ての収納や支払いを完了することができないため、翌年度の4月と5月を出納整理期間とし、この間に未収金や未払い金の整理を行います。歳入の市債など、収入率や執行率が低くなっている科目があるのは、事業が完了する年度末以降に執行される収支があるためです。

今回お知らせする「財政公表」は、決算額とは異なり、令和5年3月末現在で令和4年度の予算額に対してどのくらい収入があり支出を行ったかを示すもので、出納整理期間における収支を含んでいません。

なお、病院事業会計には出納整理期間がないので、3月末までの収支状況が決算となります。

●各会計の予算執行状況

各会計の予算執行状況は表1から表3のとおり、一般会計の収入では予算の94.6%に当たる49億2105万3千円が収入済みで、対する支出は43億1755万2千円と予算の82.3%が執行済みとなっています。

また、市営公共下水道など3つの特別会計は総額で、収入済額が4億2344万8千円、支出済額が4億

2226万6千円となっています。

一般会計・特別会計ともに収入済額は、一時転入金などにかかる収入を除いており、支出済額が収入済額を上回っている特別会計については、一般会計からの一時転入金で賄われています。

病院事業会計では収益的収入が支出を上回り、消費税を除いた純利益が2238万7千円となりました。

表1 一般会計の予算執行状況

歳入科目	予算現額	収入済額	収入率
市 税	1億9,392万6千円	1億8,219万5千円	94.0%
地方交付税	28億353万6千円	28億353万6千円	100.0%
使用料等	1億8,801万6千円	1億7,364万6千円	92.4%
国庫支出金	5億9,500万円	5億7,240万1千円	96.2%
道支出金	1億4,789万4千円	1億2,864万2千円	87.0%
繰越金	3億2,017万6千円	3億2,017万6千円	100.0%
諸収入	2億645万円	1億9,315万1千円	93.6%
市債	1億4,555万4千円	0円	0.0%
その他	6億4,533万8千円	5億9,130万6千円	91.6%
合計	52億4,589万円	49億6,505万3千円	94.6%

歳出科目	予算現額	支出済額	執行率
総務費	7億5,217万8千円	4億3,508万9千円	57.8%
民生費	10億513万5千円	8億8,111万6千円	87.7%
衛生費	5億1,384万4千円	4億9,340万円	96.0%
商工費	6億3,684万2千円	3億6,455万9千円	57.2%
土木費	5億9,426万2千円	5億4,708万6千円	92.1%
消防費	7,640万9千円	3,289万円	43.0%
教育費	2億3,790万6千円	1億9,799万4千円	83.2%
公債費	4億5,667万3千円	4億5,602万1千円	99.9%
職員費	8億5,469万2千円	8億4,737万3千円	99.1%
その他	1億1,794万9千円	6,202万4千円	52.6%
合計	52億4,589万円	43億1,755万2千円	82.3%

●市税の収入状況

収入予算の3.7%に当たる市税は、1億9,392万6千円の予算額に対し収入済額は1億8,219万5千円、94.0%の収入率となっています。

なお、収入内訳は表4のグラフのとおりです。

●市債の状況

市が、多額の資金を必要とするインフラ整備や施設建設など大規模事業を行う場合、国などから事業資金を借り入れます。これが市債で、市の借金になります。

市債現在高の総額は、表5のとおり、全会計あわせて34億8,713万2千円となっており、前年同期と比べると3億5,396万8千円減少しています。

●基金の状況

市債（市の借金）に対し、市の貯金に相当するのが財政調整基金などの各種基金です。

本市には表6のとおり、目的に応じた基金があります。基金現在高の合計は39億5,490万6千円で、前年同期と比べ2億4,931万2千円増加しました。

表2 特別会計の予算執行状況

会 計	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
市営公共下水道	2億3,903万4千円	2億3,709万6千円	99.2%	2億3,702万5千円	99.2%
国民健康保険	1億2,887万8千円	1億1,130万円	86.4%	1億1,035万1千円	85.6%
後期高齢者医療	7,616万8千円	6,805万2千円	89.3%	7,489万円	98.3%
総 額	4億4,408万円	4億1,644万8千円	93.8%	4億2,226万2千円	95.1%

表3 企業会計の決算状況（病院事業）

区分	収 益 的 収 支		
	予算現額	決算額	執行率
収入	6億2,165万3千円	6億2,269万9千円	100.1%
支出	6億3,146万円	6億12万1千円	95.1%

区分	資 本 的 収 支		
	予算現額	決算額	執行率
収入	7,663万1千円	7,663万円	99.9%
支出	9,384万1千円	9,384万1千円	100.0%

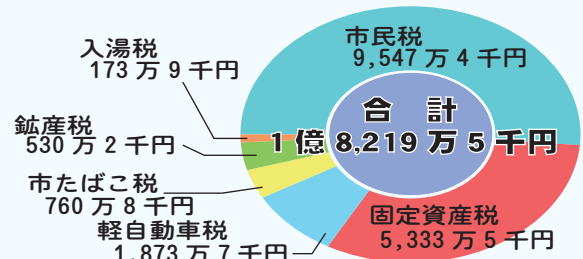
※資本的収入額が資本的支出額に不足する額1,721万1千円は、過年度分損益勘定留保資金で補っています。

表5 市債の状況

会 計	現在高
一般会計	27億3,522万円
市営公共下水道特別会計	4億87万5千円
病院事業会計	3億5,103万7千円
総 額	34億8,713万2千円
前年同期との比較増減	▲3億5,396万8千円

市民1人当たりの借金額 1,273,141円
(前年同期と比べ、67,557円の減)

表4 市税の収入状況



市民1人当たりの市税負担額 66,519円
(前年同期と比べ、6,735円の増)

表6 基金の状況

区 分	現在高
財政調整基金	6億9,000万円
減債基金	5億1千円
ふるさと応援基金	441万7千円
市営改良住宅敷金基金	801万7千円
市営住宅敷金基金	932万8千円
過疎地域自立促進特別事業基金	2億2,569万9千円
東光最終処分場閉鎖基金	5,132万5千円
国民健康保険事業財政調整基金	3億2,682万8千円
公共施設等整備基金	20億4,175万8千円
森林整備基金	873万1千円
北海道市町村備荒資金組合	8,880万2千円
総 額	39億5,490万6千円
前年同期との比較増減	2億4,931万2千円

市民1人当たりの貯金額 1,443,923円
(前年同期と比べ、135,522円の増)

地域ぐるみで子どもを 犯罪から守ろう!!

子どもが犯罪に巻き込まれるのは、ほとんどが登下校時や公園などで遊んでいるときです。これまでも、下校途中の児童生徒が不審者から声をかけられたり、追いかけられたりするなどの情報が寄せられています。

犯罪から子どもを守るとともに、青少年の健全育成を進めるためには、学校や警察だけでは限界があり、保護者・地域の皆さんの協力がたいへん重要となります。安全・安心な学校・地域づくりのために市民の皆さんのご協力をお願いします。

＜青少年センター・社会教育グループ ☎42-4223＞

～保護者の皆さんへ～

市・教育委員会・青少年センターでは、防犯協会の全面的な協力を得て、青色防犯パトロールを実施し、子どもたちの安全確保のために活動しています。

- ・子どもと一緒に防犯活動に参加し、犯罪から身を守る教育をしましょう。
- ・少しでも危険を感じたときは、走って逃げたり、大声で助けを求めたりすることを子どもに教えましょう。
- ・子どもといっしょに「こども110番の家」の場所を確認しておきましょう。
- ・子どもが出かけるときは、必ず行き先や帰る時間などを告げさせましょう。
- ・危険な目に遭ったときは、親に必ず話すよう子どもに指導しましょう。
- ・不審者を見かけたり、不審な情報を聞いたりしたときは、警察や学校へ連絡しましょう。市民の皆さん一人ひとりの協力で子どもたちを守りましょう。

～地域の皆さんへ～

- ・地域で巡回パトロールを行うなど、子どもを犯罪被害から守る取り組みを広げましょう。
- ・町内会などで行う防犯活動に、積極的に参加しましょう。
- ・子どもは「地域の子」として目を配りましょう。
- ・1人で遊んでいる子どもや不自然な子ども連れを見かけたら、ためらわずに一声かけるようにしましょう。
- ・登下校の時間帯にあわせて犬の散歩や買い物に出かけるなど、日常から防犯意識を持ちましょう。



令和5年度 町内会・自治会長のご紹介

町内会・自治会名	会長名	電話番号	町内会・自治会名	会長名	電話番号
上歌新栄町自治会	丸山 明	42-5567	神威神楽岡町内会	山川 義信	42-4664
東光町内会	大河内 隆子	42-4353	美山町内会	能登 直樹	42-2412
本町・川向町内会	川野 敏夫	42-6016	中村町内会	須貝 勉	42-4876
本町第一町内会	上藤 孝司	42-6310	中央地区自治会	水野 孝行	42-5399
本町第二町内会	柴田 幸子	42-2488	文珠第一町内会	女鹿 聡	42-5022
歌神川向町内会	三浦 茂実	42-5254	文珠第二町内会	山崎 輝男	42-4502
歌神町内会	稲田 穰	42-3384	文珠新泉町町内会	大屋 功	42-2261
歌神市街町内会	山崎 数彦	42-5310	しらかば町内会	有恵 洋子	42-3542
神威町内会	三戸 満雄	42-4848	文珠第三町内会	澤田 季孝	42-4675

※名簿は令和5年6月1日現在のものです。〈順不同・敬称略〉

～万一の駆け込み所を確認しておきましょう～

防犯協会・青少年センター・赤歌警察署では合同で、市内の商店や事業所などに、万一の場合に子ども駆け込み所となることを依頼しています。

これが「こども110番の家」で、犯罪やトラブルに巻き込まれそうになった子どもが、周囲の大人にすぐ、助けを求めることができるようにするための取り組みです。

「こども110番の家」に協力している商店などにはプレートが掲げられ、危険を感じて助けを求めてきた子どもを保護し、警察などに通報してくれることになっています。下記の「こども110番の家」が地域のどこにあるのか親子で確認し、助けの求め方などについて話し合っておきましょう。



▲このプレートが目印です

●東光地区 3か所

- ・歌志内運送(株)
- ・東光児童館
- ・セイコーマート歌志内東光店

●本町地区 16か所

- ・歌志内市コミュニティセンター
- ・(有)古川履物店
- ・歌志内商工会議所
- ・(株)吉田組
- ・歌志内市郷土館ゆめつむぎ
- ・歌志内郵便局
- ・畔地生花店
- ・歌志内市消防本部

- ・明円工業(株)本社
- ・明円工業(株)歌志内給油所
- ・(有)明和運輸
- ・(株)和泉組
- ・(株)加藤電機商会
- ・まるたか電機
- ・連合北海道歌志内地区連合会
- ・歌志内市役所

●歌神地区 2か所

- ・光生舎クリーンセブン
- ・西出興業(株)歌志内給油所

●神威地区 9か所

- ・イワタニセントラル北海道(株)歌志内営業所
- ・神威児童センター
- ・経塚工業(株)歌志内営業所
- ・(株)プログリーン
- ・さとうモータース
- ・永田商事(株)
- ・神威郵便局
- ・きよえ美容室
- ・(有)マルサ酒井商店

●中村地区 3か所

- ・道の駅うたしないチロルの湯
- ・(有)シバ洋品店
- ・歌志内市民体育館

●文珠地区 12か所

- ・加藤建設(株)
- ・(有)安田総合保険企画
- ・文珠郵便局
- ・Da・マルシェ歌志内店
- ・セイコーマート歌志内店
- ・大栄産業(株)北海道事業所
- ・水島建設工業(株)
- ・(株)葛西建設工業
- ・給食センター
- ・(有)ケア・サポート21
- ・プログリーンインドアパークゴルフ場
- ・歌志内市社会福祉協議会

全45か所

こんにちは!

生活保護グループ 田中 慶です

はじめまして、4月から福祉事業課生活保護グループに勤務しています田中慶です。

私は赤平市で生まれ育ち、大学を卒業後、新千歳空港の保安検査員として約1年半勤務していました。小さなころから縁のある歌志内市で、市役所職員として働くことができとてもうれしく思っています。

市内に祖父母が住んでいることもあり、幼少期から歌志内市に訪れることが多くありました。かもい岳スキー場でスキーをしたり、チロルの湯で温泉に入ったりなど昔からの思い出のまちなので、少しでもその恩返しができればと思っています。

現在は、生活保護に関する事務や訪問などを中心に行っています。今はまだ先輩職員の手を借りてしまうことが多いのですが、少しずつ成長していけるよう頑張ります。

趣味は読書やゲームが好きで、特技は書道です。小学2年生のころから習い始め、今でも休みの日には書道をしています。

歌志内市に役立てるよう頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。



後期高齢者医療制度く保険証を一斉更新します！

現在使用されている「後期高齢者医療被保険者証」（以下「保険証」といいます）の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証をお送りしますので、お手元へ届きましたら、古い保険証を廃棄してください。新しい保険証の色は黄色に変わります。

なお、保険証は1年ごとの更新が必要となり、有効期限は令和6年7月31日までとなります。

●医療費の自己負担割合

医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合は、前年の所得により1割・2割（一般）と3割（現役並み所得者）に分かれます。

※自己負担割合（1割・2割または3割は、有効期限内でも所得や世帯構成の変更により再判定となり、負担割合が変更になる場合には、新しい保険証が交付されます。

■現役並み所得者とは

市民税課税所得が145万円以上ある後期高齢者医療制度加入者（以下「加入者」といいます）及びその方と同じ世帯の加入者は、負担割合が3割の「現役並み所得者」になります。また、次に該当する方は、戸籍保険グループに申請することにより、1割負担になります。

▼同一世帯に加入者が1人の場合

加入者本人の収入額が383万円未満のとき。または同一世帯の70歳

から74歳までの方と加入者本人の収入の合計が520万円未満のとき。

▼同一世帯に加入者が2人以上の場合

加入者本人の収入の合計が520万円未満のとき。

※原則として、申請日の属する月の翌月から適用されます。

【例】8月16日に申請↓

9月1日から適用

●限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証の更新

現在使用中の「限度額適用・標準負担額減額認定証」（以下「減額認定証」といいます）または「限度額適用認定証」（以下「限度証」といいます）は、保険証と同時期に更新されます。保険証と同様に新しい減額認定証及び限度証が届きましたら、古いものは破棄してください。

なお、減額認定証または限度証の

色は黄緑色に変わります。

■減額認定証の適用区分

自己負担限度額等の軽減区分は次のとおりです。

▼区分Ⅱ 世帯全員が市民税非課税の方

▼区分Ⅰ 区分Ⅱに該当する方のうち、次のいずれかに該当する方

▽世帯全員が所得0円（公的年金収入のみの場合受給額80万円以下）

▽老齢福祉年金を受給されている方

■限度証の適用区分

自己負担限度額等の軽減区分は次のとおりです。

▼現役並みⅢ 市民税課税所得が690万円以上の被保険者とその方

と同一世帯にいる被保険者の方

▼現役並みⅡ 現役並みⅢに該当せず、市民税課税所得が380万円

以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

▼現役並みⅠ 現役並みⅢ・Ⅱに該

当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

●入院したときの医療費と食事代等

入院したときは、医療費の自己負担額のほか、食事代などの標準負担額（次ページ表2）を支払います。

市民税非課税世帯の方で減額認定証をまだお持ちでない方は、入院の際に減額認定証が必要となりますので、必ず戸籍保険グループへ減額認定証の交付申請をしてください。

減額認定証を医療機関に提示すると、食事代の減額のほか医療費の支払いも自己負担限度額（次ページ表1）までとなります。

なお、減額認定証が有効となるのは、申請日の属する月の初日からとなります。申請が遅れると、医療費は申請により払い戻しを受けることができますが、食事代等は払い戻しできませんのでご注意ください。

問い合わせ
戸籍保険グループ
市役所1階
☎42-3217

【表1】1か月の医療費自己負担限度額

区 分			自己負担限度額	
			外来 〔個人単位〕	外来+入院 〔世帯単位〕
現役並み 所得者	現役Ⅲ	課税所得 690万円以上	(医療費総額－842,000円) ×1%+252,600円 (多数該当140,100円※)	
	現役Ⅱ	課税所得 380万円以上	(医療費総額－558,000円) ×1%+167,400円 (多数該当 93,000円※)	
	現役Ⅰ	課税所得 145万円以上	(医療費総額－267,000円) ×1%+ 80,100円 (多数該当 44,400円※)	
一定以上所得者・一般			18,000円 (年額上限 144,000円)	57,600円 (多数該当 44,400円※)
市民税非課税世帯		区分Ⅱ	8,000円	24,600円
		区分Ⅰ		15,000円

※過去12か月の高額療養費の支給が4回目からは多数該当が適用されます。

【表2】入院時の食事代などの標準負担額

区 分			療養病床への入院		左以外の入院
			食事代(1食)	居住費(1日)	食事代(1食)
現役並み所得者・一定以上所得者 ・一般			460円	370円	460円
市民税 非課税 世帯	区分Ⅱ	90日までの入院	210円	厚生労働大臣 の定める者(指 定難病患者を 除く)は370円、 指定難病患者 は0円	210円
		過去12か月で90 日を超える入院	160円		160円
	区分Ⅰ	80万円以下の年 金受給者	130円		100円
		老齢福祉年金受 給者	100円		

※減額認定証の適用区分が区分Ⅱの方で、「長期入院該当年月日」欄に日付が未記入であり、過去12か月の入院日数が90日を超えた場合、申請することにより食事代がさらに減額されます。領収書等の入院日数が確認できるものを持参のうえ、戸籍保険グループへお越しください。

●高額療養費

1か月の医療費の自己負担が限度額(表1)を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。なお、市民税非課税世帯の方は、減額認定証を医療機関に提示し、入院及び外来医療費の額によっては、

自己負担限度額までとなり病院窓口での負担が軽減される場合がありますので、戸籍保険グループへ減額認定証の交付申請をしてください(減額認定証は一度申請すれば毎年自動更新となります)。

●医療費通知の発行

被保険者の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。

発送月は1月上旬と2月下旬の年2回です。

※この通知は、確定申告の手続きで「医療費控除」の「医療費の明細書」として使用することができます。

●高額介護合算療養費

同じ世帯の加入者が1年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えた場合、その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

区 分	自己負担額の合計の限度額	
現役並み 所得者	【課税所得690万円以上】212万円	
	【課税所得380万円以上】141万円	
	【課税所得145万円以上】67万円	
一定以上所得者	56万円	
一 般		
市民税 非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
	区分Ⅰ	19万円

福祉医療助成制度のお知らせ

市では、北海道と協力して各医療費の助成制度を実施しています。いずれかの健康保険に加入されている方で、次の制度に該当する場合は、申請により医療費が助成されます。

<問い合わせ 戸籍保険グループ 市役所1階☎42-3217>

●重度心身障がい者医療

次のいずれかに該当する方にかかる医療費

- ①身体障害者手帳の等級が1級または2級の方及び3級の一部（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能にかかる障がい）の方
- ②重度の知的障がいがある方
- ③精神保健福祉手帳1級に該当する方（外来、訪問看護のみ）

●ひとり親家庭等医療

- ①20歳未満の子を扶養または監護しているひとり親家庭の母または父の入院医療費
 - ②①の家庭の子の入院・外来医療費
 - ③両親の死亡や行方不明などにより、他の家庭で扶養されている20歳未満の子の入院・外来医療費
- ※18歳以上の子は一定の要件が必要。

●子ども医療

上記以外の子ども（18歳に達する日の年度の末日まで）にかかる入院・外来医療費

▶収入要件

対象者本人が18歳に達する日の年度の末日までは特別な場合を除き収入要件はありません。それ以外は、収入要件があり状況によっては認定されない場合があります。

■各医療費の助成内容

各医療費の助成内容は次の表のとおりです。

市民税課税世帯（18歳に達する日の年度の末日までの子どもを除く）

医療費負担は1割です。ただし、1か月に負担する医療費が下表の限度額を超えた場合は、申請により超えた分が支給されます。

【1か月の自己負担限度額】

外来（個人単位）	18,000円 (年額上限144,000円)
入院+外来（世帯単位）	57,600円 (多数該当44,400円※)

※過去12か月の自己負担限度額を超えたことによる助成が4回目からは多数該当が適用されます。

市民税非課税世帯（18歳に達する日の年度の末日までの子どもを除く）

医療費は無料です。ただし、初診に限り、下表の額を限度とする初診時一部負担金がかかります。

【初診時一部負担金】

医科	歯科	柔道整復
580円	510円	270円

18歳に達する日の年度の末日までの子ども

医療費は無料です。

※医療機関によっては一度自己負担が必要になる場合があります。

刈払機（草刈機）の使用中的事故にご注意ください！



夏場は、刈払機や草刈機を使って家庭の庭木の手入れなどを行う機会が多くなります。

刈払機は、鋭利な刈刃がついており、使用中は高速で回転するため、慎重に取り扱わないと指や脚などの骨折や切断などといった取り返しのつかない重篤なケガにつながる危険性があります。

刈払機を使う際は、特に以下の点に気をつけましょう。

- ・ヘルメット、保護メガネや防振手袋など、保護具を必ず装着し、事前に機器の点検を行ってから作業をしましょう。
- ・作業をする前に小石や枝、硬い異物などを除去し、半径15m以内に人がいないか確認して作業をしましょう。
- ・障害物や地面などにぶつかって起きる刈刃の跳ね（キックバック）に注意しましょう。
- ・刈刃に詰まった草や異物を取り除く際は、必ず機器を止めてから行いましょう。
- ・作業者の家族や周囲の方は、作業者が安全対策をきちんと行っているか一緒に確認し、作業中も作業者に変わったことがないかを常に意識するようにしましょう。

問い合わせ 環境交通グループ（市役所1階☎42-3217）

国民年金保険料には 免除制度があります

国民年金保険料の免除制度は、収入減少や失業などによる経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、申請によって保険料の全部、または一部の納付が免除される制度です。免除申請を行い承認されると、その期間も年金加入期間に算入されるので、万一の場合でも障害年金や遺族年金を受けることができます。

戸籍保険グループ 市役所1階 ☎42・3217

●免除の種類と対象となる方

▼法定免除

- ① 障害年金を受給している方
- ② 生活保護法に基づく生活の扶助を受けている方

▼申請免除

前年の所得が次の①から④に示す金額以下となる方

- ① 全額免除：（扶養親族等の数＋1）×35万円＋32万円
- ② 4分の3免除：88万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- ③ 半額免除：128万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等
- ④ 4分の1免除：168万円＋扶養親族等控除額＋社会保険料控除額等

※本人、世帯主、配偶者の所得で審査され、全額免除以外は、減額後の保険料を納

められると未納扱いになりますのでご注意ください。

められると未納扱いになりますのでご注意ください。

▼納付猶予制度

所得が少ない50歳未満の方は、申請により保険料が猶予されます。

所得基準は全額免除と同様ですが、世帯主の所得は除き、本人と配偶者の所得のみで審査されます。

▼学生納付特例制度

20歳以上の学生については、毎年申請することによって卒業まで保険料が猶予されます。本人の所得で審査されます。

▼失業による特例免除

失業した場合も、保険料の納付が免除・猶予となる場合があります。世帯主と配偶者の所得で審査されます。

●免除・猶予となる期間

免除期間は、7月から翌年の6月まで（学生納付特例については、4月から翌年3月まで）です。2年1か月前の分までさかのぼって免除申請をすることができます。

原則として、毎年申請が必要ですが、全額免除に該当された方や納付猶予については、申請時に「継続申請」を希望すると、翌年度からの申請手続きが不要になります。

※失業等による特例免除承認者は翌年度も申請が必要で

●免除・猶予の手続き

砂川年金事務所または市役所の戸籍保険グループ窓口で、次の書類を持参し手続きをしてください。

▽個人番号カードまたは通知カード

▽国民年金手帳または基礎年金番号が記入された通知書

▽退職（失業）した方が申請を行うときは、退職したことを確認できる書類（雇用保険受給者証、雇用保険被

保険者離職票の写しなど）

▽学生証の写し

※原則として所得を証明する書類の添付は不要ですが、住所変更などで所得の確認ができない方は、課税証明書、源泉徴収票、確定申告書などの写しの添付が必要となる場合があります。

●保険料は追納できます

保険料の免除や納付猶予を受けた期間があるときは、保険料を全額納付したときと比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

そこで、年金受給額の減額を防ぐために、免除または納付猶予を受けてから10年以内であれば、保険料をさかのぼって納めることができるようになっていきます。

なお、追納する際に、免除または納付猶予を受けてから2年以上経過している場合は、経過期間に応じた加算額が保険料に上乗せされます。



議会の動き

第2回定例会
6月22日から会期5日間で開催

報告された事案

■令和4年度歌志内市繰越明許費繰越計算書について

第1回定例会に提出し議決された、令和5年度に繰り越す次の事業の繰越計算書について報告しました。

▼翌年度繰越額

▽出産・子育て応援交付金事業 55万円

■株式会社歌志内振興公社第40期事業報告及び第41期事業計画について

(株)歌志内振興公社の令和4年度決算などの事業報告や令

和5年度の事業収支計画等が報告されました。

【決算等の概要】

▽利用状況

▽入館者数

11万5640人

▽宿泊者数

5193人

▼損益計算書

▽純売上高

9469万3186円

▽売上原価

1918万1975円

▽販売費及び一般管理費

1億4201万1814円

▽営業損失

6650万603円

▽営業外収益

16万5878円

▽経常損失

6633万4725円

▽特別利益

5899万9650円

▽当期純損益

769万7075円

▼貸借対照表

▽資産合計

2億6769万8572円

▽負債合計

2199万51168円

▽純資産合計

2億4574万7404円

▽利益剰余金

△4625万2596円

公平委員会委員の選任

6月24日で任期満了となる石井吉三郎氏の再任について、議会の同意を得ました。(任期4年間)

■市内文珠

石井吉三郎氏

※再任のため略歴は省略します。

6月24日で任期満了となる上坂孝一氏の再任について、議会の同意を得ました。(任期4年間)

■市内文珠

上坂孝一氏

※再任のため略歴は省略します。

可決された議案

■財産の取得について

ロータリ除雪車の取得に当たり、予定価格が2000万円以上であるため、法令及び条例の定めるところにより、議会の議決を得ました。

■令和5年度歌志内市一般会計補正予算(第3号)

歳入歳出予算に7101万9千円を追加し、予算総額を43億1370万9千円としました。

補正予算の主な内容は次のとおりです。

【歳出】

▽低所得世帯臨時特別給付金支給事業の増 2831万8千円

▽商工業振興一般経費の増 2606万9千円

【歳入】

▽新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増 4106万8千円

▽財政調整基金繰入金の増 4000万円

▽過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金の減 1200万円

■令和5年度歌志内市一般会計補正予算(第4号)

歳入歳出予算に100万円を追加し、予算総額を43億1470万9千円としました。補正予算の主な内容は次の

とおりです。

【歳入】

▽企業版ふるさと納税寄附金の増 100万円

滝川税務署からの

お知らせ

7月10日(月)から、申告書や申請書等を「札幌国税局業務センター」で処理することになりました。

そのため、7月10日(月)以降は、書面の申告書や申請書等を郵送で提出する場合には、「札幌国税局業務センター」に送付していただくようお願いいたします。

なお、書面の申告書、申請書等を窓口で提出する場合は、滝川税務署の窓口に出すしてください。

▼郵送先住所

札幌国税局業務センター(〒060・8510 札幌市中央区大通西10丁目札幌第2合同庁舎)

▼問い合わせ

税務グループ(市役所1階 ☎42・3217)

第73回「社会を明るくする運動」

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。

この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動で、今年も「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」をテーマに運動が展開されます。

＜福祉事業グループ 市役所2階 ☎42-3213＞

社会を明るくする運動は、今年で73回目を迎える全国的な運動です。

テレビや新聞では、毎日のように事件のニュースなどが報道されていますが、犯罪や非行をなくすためには、どうすればよいのでしょうか。

安全で安心な暮らしは全ての人の望みです。取り締まりを強化して、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域社会をつくることも大切なことではないでしょうか。

刑罰を受け、あやまちを深く反省し、再び生きていくことは、決して容易なことではありません。

犯罪や非行をなくすことや、あやまちからの立ち直りを支えていくためには、一部の人たちだけではなく、家庭や地域の全ての人たちがそれぞれの立場で関わっていく必要があります。

犯罪や非行のない明るい社会をつくるために、皆さんの温かいご支援とご協力をお願いします。

7月は青少年の非行・被害防止 道民総ぐるみ運動強調月間！

北海道では7月を「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」と定め、社会を明るくする運動と一体的な活動を実施します。

この機会に、青少年非行に対する共通の理解と認識を深め、青少年に悪影響を及ぼす環境の排除を心がけるなど、市民の皆さんのご協力をお願いします。

＜青少年センター・社会教育グループ ☎42-4223＞

●青少年を非行から守ろう

1. インターネット利用における子どもの犯罪被害等の防止
2. 有害環境への適切な対応
3. 薬物乱用対策の推進
4. 不良行為及び初発型非行（犯罪）等の防止
5. 再非行（犯罪）の防止
6. 重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応
7. 社会を明るくする運動の推進
8. 「道民家庭の日」の普及



※初発型非行とは万引きや自転車窃盗のように動機が単純で犯行が容易な犯罪行為です。

●子どもは社会を映す鏡

子どもたちのために、大人が率先して実践すべきことがたくさんあります。まず、大人自身が変わること。そして子どもたちを温かく見守り、支えてあげること。行動や後ろ姿で、大切なことを示せる大人になりましょう。

●家族の時間を大切に

北海道青少年育成協会では、家族団らんの時間を増やすことを提唱しています。毎月第3日曜日を「道民家庭の日」と定め、この日は家族そろっての食事や、家庭的作業を行うことを勧めています。子どもにとって、家庭は社会の出発点。非行防止は家庭から。家族が触れ合う時間を大切にしてください。

電動キックボードに関する法律が改正されます

令和5年7月1日（土）から道路交通法の改正により、一定の要件を満たす電動キックボードは特定小型原動機付自転車として、新たな交通ルールが適用されます。そのため申告（登録）手続きが必要となり、地方税法に規定する軽自動車税（種別割）に対する納税義務も発生しますので、税務グループにてナンバープレートの交付を受けてください。

なお、ナンバープレートは課税対象者を管理するために交付するものであり、公道を走行するためには、道路運送車両法上の保安基準に適合する必要があります。

●電動キックボードとは

キックボードに電動式モーターを搭載した、自走可能な乗り物

●特定小型原動機付自転車とは

出力600W以下の電動機で、最高速度20km/h以下に制限されているなど、大きさや構造が一定の要件を満たす車両

●電動キックボードを使用する際の注意事項●

- ・16歳以上であれば運転可（運転免許証は不要）
 - ・ヘルメットの着用は努力義務
 - ・車道通行が原則、路側帯等自転車道なども通行可
 - ・最高速度6km/h以下は、一部の歩道で通行可
 - ・歩道通行時は、最高速度表示灯の点滅表示が必要
- ※くわしくは、購入先の販売業者または警察署へ確認してください。

問い合わせ 税務グループ（市役所1階☎42-3217）

「津波フラッグ」は避難の合図

「津波フラッグ」は大津波警報・津波警報・津波注意報（以下、「津波警報等」という）が発表されたことをお知らせする旗です。

津波警報等は、テレビやラジオ、携帯電話、サイレン、鐘など様々な手段で伝達されますが、「津波フラッグ」を用いることによって、波音や風で音が聞き取りにくい遊泳中の方や聴覚に障がいをお持ちの方などにもお知らせできます。

これから夏にかけて、海水浴等で海に出かける機会が増えますが、海水浴場や海岸付近で「津波フラッグ」を見たり、津波警報等を聞いた時は、海岸から離れ、高い安全な場所へ速やかに避難してください。



▲津波フラッグ

●津波フラッグ

津波フラッグは、主に船舶間の通信に用いられ、「貴船の進路に危険あり」を意味する国際信号旗である「U旗」と同様のデザインとしています。U旗は、海外では海からの緊急避難を知らせる旗として多く用いられています。ただし、U旗は、他の国際信号旗と組み合わせることによって、別の意味になることがあります。

<庶務グループ>

問い合わせ 札幌管区气象台 地域防災推進課（☎ 011-611-6149）

Jアラート 全国一斉試験放送

北朝鮮情勢等を踏まえ、全国的に「延期」となりました全国一斉情報伝達試験について、実施日が次のとおり決まりましたのでお知らせします。

▼試験放送及び訓練メール配信日時 7月12日（水）11時ごろ

▼消防の放送 市内各所に設置のスピーカーから日ごろの放送と同じくらいの音量で次の内容を放送します。

▽放送内容 「こちらは歌志内市役所です。これは、試験放送です。全国瞬時警報システムの試験放送です。」※繰り返し

▼登録制メール 登録制メール「防災情報」の配信登録者に訓練メールを配信します。

※7月11日に、訓練周知のメールを配信します。

▼問い合わせ 庶務グループ
（市役所3階 ☎42・3212）



消防本部からのお知らせ

消防本部 ☎42・3255

スプレー缶やカセットボンベの廃棄方法に注意しましょう

これからの時期は、殺虫スプレーやキャンプなどでカセットボンベを使用する機会が多くなります。

スプレー缶やカセットボンベは、廃棄方法を間違えると大きな事故へとつながりますの

で、次のことに注意しましょう。

■廃棄方法

- ① 中身は使い切りましょう。
- ② 缶を振ってガスが残っていないか確認しましょう。
- ③ ガスが残っている場合は、スプレーボタンを押し続けるか、付属されているガス抜きキャップを使用してガスを抜きましょう。また、

缶からガスを抜く際は屋外などの風通しの良い場所で行いましょう。

- ④ 缶は、穴を開けずに、透明のゴミ袋に入れて、危険ゴミの回収日（第1・2・3水曜日）に出しましょう。



※ゴミ袋に入れる時は、他の危険ゴミと分けて、缶だけにしましょう。

■火災事例

他市で未使用のスプレー缶約120本を廃棄するため、

室内で換気をせずガス抜きを行ったところ、充満したガスが湯沸器の炎に引火し、多数の負傷者を伴う爆発事故が発生しました。

このような事故を防ぐため、スプレー缶やカセットボンベの廃棄方法に注意しましょう。

穴を開けるときに火花が出る可能性があるため、穴を開けずに捨てましょう!!



〈予防・保安グループ〉

第12話 熱中症の予防について 警防・救急グループ

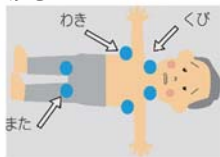
予定していた「心肺蘇生法について」は9月号に掲載を変更させていただきます。

「熱中症」とは、体温が上がり、体内の水分や塩分のバランスが崩れて、体温の調節ができなくなることで、主に体温の上昇やめまい、けいれん、頭痛などが発症します。



【救急車を呼んだあとは】

- ① 涼しい場所に移す
- ② 衣類をゆるめる
- ③ 首、脇、股を冷やし、体温を下げる



青い部分を冷やす

次の場合は救急車を呼びましょう。
① 意識がはっきりしない。
② 自分で水分や塩分をとることができない。
③ 水分や塩分をとっても症状がよくなるらない。



どがかわいてなくても



水分補給を!

熱中症の予防で大切な4箇条



熱中症は家の中でも発症します

- ① 子ども
 - ② 65歳以上の方
 - ③ 障がいをお持ちの方
- ※ ペットの熱中症にもご注意ください。



次のかたがたは特に注意しましょう。

次回～第13話 食べ物等が喉に詰まったときの対応について

国民年金手続きの電子申請について

令和4年5月11日より国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更の届出、国民年金保険料免除・納付猶予および学生納付特例申請について、マイナポータルを利用した電子申請が開始されました。申請には、マイナンバーカードやマイナポータルの利用登録が必要となりますが、マイナンバー等の情報を活用して申請書を作成することができます。紙の申請書より簡単に作成することができ、申請結果についてもスマートフォン等で確認することができます。また、平日に市役所へ来ることが難しい方も24時間365日申請できますので、ぜひご利用ください。くわしくは、日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>) をご覧ください。

〈戸籍保険グループ〉

市内で広がる 花壇づくり

花で彩る 市の景観



本町メモリアル公園時計台

今、市内の各所できれいなお花を植える動きが広がっています。コロナ禍真っ只中の令和3年5月、医療や福祉施設などの従事者に対する感謝とエールを送ろうと、医療サービスのシンボルカラーである「青」の花を町内会連合会と商工会議所、市が共同で主催して植栽したことをきっかけに、毎年市内4か所の花壇（歌志内学園前花壇、文珠チロルの湯看板前花壇、道の駅前花壇、本町メモリアル公園花壇）できれいなお花が育てられています。今年もそれぞれ花壇に植栽や手入れがされ、色とりどりの花が道道沿いを彩っています。

また、毎年市内のバス停付近などにお花を植えてくださっている「美しい道の会」湯浅さんご夫妻も今年は市内13か所にご自宅で育てたマリーゴールドとミニダリアの球根を植栽、ボランティア団体のウタピリカ（佐藤友美代表）は悲別ロマン座に生い茂った雑草を刈り、紫やピンクのルピナスで彩ってくれました。



▲本町メモリアル公園

上歌自治会、本町町内会、東光町内会、歌神町内会がマリーゴールドを植栽。



▲歌志内学園前花壇

文珠第三町内会が昨年植栽した宿根草のガウラとムスカリの手入れを実施。



▲道の駅入り口花壇

中村、美山、神威神楽岡、神威町内会と中央地区自治会がブルーサルビアを植栽。



▲文珠チロルの湯看板前花壇

文珠第一、文珠第二、新泉町町内会がマリーゴールドを植栽。



▲悲別ロマン座花壇

ウタピリカがロマン座周辺に自生するルピナスの手入れ、雑草の草刈りなどを実施。



▲市内バス停付近やうたみん花壇

「美しい道の会」湯浅さんご夫妻が自宅栽培のマリーゴールドやミニダリアを植栽。

皆さんの活動が市内を彩る。

低所得の子育て世帯生活特別給付金のお知らせ

本給付金は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得のひとり親世帯及び低所得の子育て世帯（ひとり親以外）に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から支出の増加の影響を勘案し、特別給付金を支給します。

1 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

▼給付対象者

- ①公的年金給付等を受けていることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方
＝申請が必要（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限ります。）
- ②令和5年1月以降に、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方
＝申請が必要

▼申請に必要な書類等

申請書、簡易な収入または所得見込額の申立書、給付金を振り込む通帳のコピーなど

▼給付額

児童1人あたり一律5万円



2 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

▼給付対象者（既に低所得の子育て世帯分の給付を受けている方は除く）

- ①令和5年1月以降に、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、市町村民税均等割が課されていない方
 - ②令和4年度分の市町村民税均等割のみが課税である世帯
- ※転入者の場合、転入前の市町村等にて低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を既に受給している場合は対象外となります。

▼申請に必要な書類等

申請書、簡易な収入または所得見込額の申立書、給付金を振り込む通帳のコピーなど

▼給付額

児童1人あたり一律5万円

問い合わせ 福祉事業グループ（市役所2階☎42-3213）

北海道電力からの

お知らせ

令和5年6月1日から電気料金の値上げを実施することになりました。主にご家庭で電気をご使用される方向けの料金（※）の場合、22・6%の値上げとなります。

※電気料金×ニュー従量電灯B、契約電流30A、使用電力量230kWh

また、電気料金以外の供給条件についても一部見直しします。（見直し時期：令和6年2月）

■電気料金以外の供給条件の主な見直しについて

①使用電力量のお知らせに関する規定の見直し

原則、電磁的方法によりお知らせすることに変更します。

②振込票および書面発行請求書の有料化

1 契約あたり1通（税込）

【振込票】 220円/月

【請求書】 110円/月

▼問い合わせ ほくでん（☎0120・700・689）



●酒粕^{かす}寄贈

金滴酒造株式会社の代表取締役社長から、楽生園、親愛の家、ななかまど、しらかば荘に酒粕が寄贈されました。(6月8日 市役所)



●子ロル学園開講

開講式を行った後、懐かしの映画「幸福の黄色いハンカチ」の上映を参加した皆さんで楽しみました。(6月15日 郷土館)



●交通事故死ゼロ4500日表彰

市内での交通事故死ゼロの日数が4500日を達成し、赤歌警察署の署長から感謝状が手渡されました。(6月5日 市役所)



●学園防犯訓練

児童生徒は先生の指示に従って、不審者が校内に侵入した際に自身の身を守る行動をとることができました。(6月20日 歌志内学園)



●ヤマメの稚魚放流

こども園の園児や学園の生徒などが集まり、3000匹のヤマメの稚魚を成長と帰還を願いながら放流しました。(6月5日 ニングルの森)

市民の動き

人口	2,728人 (-5人)
男	1,302人 (0人)
女	1,426人 (-5人)
世帯	1,680世帯(-5世帯)

(令和5年5月末日現在)

☑おたんじょう おめでとう

山崎 恋杏ちゃん (山崎 博道さん) 神威

☑おくやみ もうしあげます

伊東 理恵子さん (85歳・5月5日逝去) 文珠
 田村 竹雄さん (90歳・5月13日逝去) 上歌
 一戸 好子さん (92歳・5月23日逝去) 神威

※このコーナーは、市内のできごとをご紹介しているコーナーです。広報うたしなにに掲載した写真を無料で差し上げますので、ご希望の方はご連絡ください。また、下記の各種QRコード先にも写真を掲載していますので、ご覧ください。



市公式ホームページ 市公式Facebook

■連絡先 企画財政課企画広報グループ
 (市役所3階 ☎42-3214)



ありがとうございます

●草刈りボランティア

土木建築技師会の皆さんに、道の駅裏のサイクリングロードと斜面に生えた雑草を綺麗に刈り取っていただきました。(6月24日 道の駅裏)



●カードゲーム・ボードゲーム体験会

子どもから大人まで7名の皆さんが参加し、テーブル上で遊べるゲームを体験。笑顔あふれるひとときでした。(6月24日 図書館)

BOOK
 図書館
 だより

読んでみませんか?

『ゴリラ裁判の日』

(著：須藤古都離)

とても賢く、手話を使って人間と会話ができるゴリラのローズ。彼女はジャングルを出て憧れのアメリカへと渡り、初めて人間の友達ができ、恋もして幸せな生活を送っていた。しかし、動物園の柵を越えた人間の子どものためという理由で夫が射殺された。「なぜ夫が殺されなければならないのか、どうしても許せない！」本当の正義とは何かを求め、人間とゴリラの裁判が始まる。



『最高の食べ方がわかる！

老けない腸の強化書 専門医が教える45の金言』
 (監修：内藤裕二)

『もふもふの家族

はじめてでも作れるどうぶつめいぐるみ』
 (著：ばんばばえりあ)

『だかし屋のおっちゃんはおばちゃんなのか』

(著：多屋光孫)

『パンダのおさじと フライパンダ』 (著：柴田ケイコ)

お知らせ

●本の宅配サービス

自宅や職場、グループ活動の場など、図書館の本をご希望の場所までお届けします(月1回程度)。

お気軽に申し込みください。

※くわしくは図書館にお問い合わせください。

図書館 ☎42-6900

『#刑事の娘は何をしている?』 (著：新堂冬樹)

『みつばの泉ちゃん』 (著：小野寺史直)

『くもをさがす』 (著：西加奈子)

※掲載している行事等が変更・延期・中止になる場合がありますので、事前に確認をお願いします。

日・曜	ごみ	行事・会場・時間 (㊟:受付時間)
1 土		○【休日当番医】市立病院
2 日		○【休日当番医】市立病院
3 月	㊟	○チェアビクス教室(うたみん13:45~14:45)
4 火	㊟	○札幌弁護士会無料法律相談(うたみん10:00~12:00)
5 水	㊟ ㊟	○社協心配ごと相談(社会福祉協議会13:00~15:00)
6 木	㊟	○元気はつらつ教室(うたみん13:45~14:45)
7 金	㊟	
8 土		○【休日当番医】市立病院
9 日		○市民祭り「SYOTTEKE」2023(うたみん12:00~20:00) ○【休日当番医】市立病院
10 月	㊟	○4種混合予防接種(市立病院㊟14:15~14:30) ○日本脳炎予防接種(市立病院㊟15:30~16:00)
11 火	㊟	○BCG予防接種(市立病院㊟14:15~14:30) ○水痘予防接種(市立病院㊟14:15~14:30)
12 水	㊟ ㊟	○社協心配ごと相談(社会福祉協議会13:00~15:00) ○元気はつらつ教室(うたみん13:45~14:45) ○【夜間診療】市立病院(17:00~18:30)
13 木	㊟	
14 金	㊟	○移動収納車(9:00~11:25)
15 土		○【休日当番医】市立病院
16 日		○【休日当番医】市立病院
17 月	㊟	○【休日当番医】市立病院
18 火	㊟	○札幌弁護士会無料法律相談(うたみん10:00~12:00)
19 水	㊟ ㊟	○社協心配ごと相談(社会福祉協議会13:00~15:00) ○元気はつらつ教室(うたみん13:45~14:45)

日・曜	ごみ	行事・会場・時間 (㊟:受付時間)
20 木	㊟	○チェアビクス教室(うたみん13:45~14:45)
21 金	㊟	
22 土		○【休日当番医】市立病院
23 日		○【休日当番医】市立病院
24 月	㊟	
25 火	㊟	
26 水	㊟	○健康相談(市役所㊟10:00~11:30) ○日本脳炎予防接種(市立病院㊟17:00~18:00) ○社協心配ごと相談(社会福祉協議会13:00~15:00) ○【夜間診療】市立病院(17:00~18:30)
27 木	㊟	○元気はつらつ教室(うたみん13:45~14:45)
28 金	㊟	○移動収納車(9:00~11:25)
29 土		○【休日当番医】市立病院
30 日		○【休日当番医】市立病院
31 月	㊟	

■粗大ごみ回収

7月25日(火)の午前中までに環境交通グループに申し込みください。(各世帯で一度に3個まで)

■カレンダーの表示について

㊟=生ごみ、㊟=燃やせるごみ、㊟=燃やせないごみ、

㊟=資源ごみ、㊟=危険ごみ、㊟=粗大ごみ

※表示のない日はごみ収集を行いません。

歌志内市民憲章

わたくしたちは神威岳の山ふところ本道開拓のあけぼのとして石炭とともに発展した輝かしい歴史を誇る歌志内の市民です。

苦難にみちた先人の開拓精神をうけつぎ移りかわる社会環境にたち向かい平和で明るく豊かなまちを築くためにこの市民憲章を定めます。

- たくましい心豊かな市民になりましょう
- たがいに認めあう明るい家庭をつくりましょう
- しあわせで生き生きとしたきれいなまちをつくりましょう

(昭和48年5月3日制定)

くらしの カレンダー 7月

保健事業 保健介護グループ (市役所2階 ☎74-6616)

日本脳炎予防接種(10日・26日)

1期 6か月～7歳半未満児

2期 9歳～13歳未満児

特例対象者 平成19年4月1日以前の生まれで20歳未満の方

持ち物 母子健康手帳・予診票

4種混合予防接種(10日)

対象児 3か月～7歳半未満児

持ち物 母子健康手帳・予診票

BCG予防接種(11日)

対象児 1歳未満児

持ち物 母子健康手帳・予診票

水痘予防接種(11日)

対象児 1歳～3歳未満児

持ち物 母子健康手帳・予診票

※上記の予防接種は1週間前までの予約が必要です。

健康相談(26日)

※事前予約が必要です。

チェアピクス教室(3日・20日)

元気はつらつ教室(6日・12日・19日・27日)

7月13日(木)～7月22日(土)

夏の交通安全運動を実施

観光・行楽シーズンを迎える北海道では、車で出かける機会が多くなります。

一人ひとりが交通ルールとマナーを守り、悲惨な交通事故の発生を防ぎましょう。

運動の重点

- ◆ 飲酒運転の根絶
- ◆ バイク・自転車の交通事故防止
- ◆ スピードダウンと全席シートベルト着用
- ◆ 子どもと高齢者の交通事故防止

赤歌警察署・交通事故死ゼロ作戦本部・歌志内市

7月の納税

- ▷ 2期 固定資産税
- ▷ 1期 国民健康保険税
- ▷ 1期 後期高齢者医療保険料
- ▶ 納期限 7月31日(月)

7月の移動収納車巡回日

- ▷ 14日(金)・28日(金)

● 問い合わせ

▶ 税務グループ

(市役所1階 ☎42-3217)

■ 納入場所

- ▶ 市役所1階会計窓口
- ▶ 北門信用金庫本店・各支店
- ▶ 北海道労働金庫本店・各支店
- ▶ 道内の郵便局またはゆうちょ銀行

各種相談

札幌弁護士会無料法律相談(4日・18日)

問い合わせ 環境交通グループ(市役所1階 ☎42-3217)
社協心配ごと相談

	相談員		開催場所
5日	まえかわ 昭 前川 昭	やまさき えいこ 山崎 榮子	心配ごと相談所 (社会福祉協議会) (☎42-6792)
12日	たけだ まさゆき 武田 正幸	ひかげ あけみ 日景 明美	
19日	かなもり ひでゆき 金森 秀行	いむら けいこ 井村 敬子	
26日	さがら あきよし 相良 昭吉	きたやま あきこ 北山 昭子	

※電話での相談も受け付けます。

問い合わせ 社会福祉協議会 (☎42-2328)

市立病院外来診療医師

事務局 (☎42-3185)

夜間診療日は、毎月第2・第4水曜日のみです。
お間違いのないようにお願いします。

		月	火	水	木	金
下記以外	午前	水野 医師	橋本 医師	水野 医師	橋本 医師	水野 医師
	午後	出張 医師 (財団)	出張 医師 (財団)	橋本 医師	水野 医師	橋本 医師
31日 ～ 8月 4日	午前	橋本 医師	橋本 医師	橋本 医師	橋本 医師	出張 医師 (財団)
	午後	出張 医師 (財団)	出張 医師 (財団)	出張 医師 (財団)	出張 医師 (財団)	橋本 医師
夜間 診療 (第2・第4 水曜日)				12日～水野 医師 26日～橋本 医師		

財団～北海道地域医療振興財団

※出張医師については1週間ごとに変更となります。

※出張医師の氏名は病院入口と待合室に掲示しています。

※31日(月)～8月4日(金)は水野医師不在のため、診療体制は上記の表のとおりとなります。

児童館行事予定

東光児童館	☎42-3374
紙ねんど工作	8日(土) 13:00～
神威児童センター	☎42-3192
七夕工作	6日(木) 15:00～
たんけんしよう	28日(金) 11:00～

■ 休館のお知らせ

東光児童館・神威児童センターの休館日は、3日(月)、10日(月)、17日(月)、18日(火)、24日(月)、31日(月)です。

くらしの情報



行事等が変更・延期・中止となる場合がありますので、申し込み・参加等をする場合には主催者にご確認願います。

海上保安の学生を募集します

海上保安庁では、令和6年4月期採用の学生を募集します。

▼待遇

海上保安大学校、海上保安学校ともに入学金、授業料が一切不要で、学生は入学と同時に国家公務員としての身分を与えられ、毎月の給与やボーナスが支給されます。

▼受験資格

▽海上保安大学校

令和5年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して2年を経過していない方及び令和6年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方等

方等

▽海上保安学校

令和5年4月1日において高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して12年を経過していない方及び令和6年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方等

▼インターネット受付期間

▽海上保安大学校 8月24(木)～9月4日(月)

▽海上保安学校 7月18日(火)～7月27日(木)

▼申込用紙等配布開始日

▽海上保安大学校、海上保安学校ともに6月14日(水)

▼1次試験

▽海上保安大学校 10月28日(土)、10月29日(日)

▽海上保安学校 9月24日(日)

※受験内容等については、海上保安庁ホームページをご覧ください。

▼問い合わせ

小樽海上保安

管理課(☎0134・27・6118)

「塊勢」ボランティアの募集について

歌志内塊勢(かいせい)では、7月9日(日)市民祭り「SYOTTEKE」2023の当日ボランティアを募集しています。私たちと一緒におみこしを担ぎませんか?いつもと違う視点でお祭りを楽しんでみませんか?高校生以上であればどなたでも大歓迎です。当日15時までにご案内の塊勢受付までお越しください。なお、半纏は数に限りがあります。

▼問い合わせ

事務局前田(090・3396・8497または42・6207)

市営住宅入居者募集

市営住宅の入居者を次のとおり募集します。

▼新規募集住宅

▽住居区分 公営住宅

▽地区名 文珠高台団地

▽住宅番号 MH915

▽種別 3LDK

▽面積 72.8㎡

▽基本家賃 2万2700円

▼入居資格

- 1) 住宅に困窮している方(持ち家がある方は別に相談してください)
- 2) 市内または近隣市町に住するか勤務先があること
- 3) 市税等に滞納がないこと
- 4) 一定の収入以内であること
- 5) 確実な連帯保証人がいること
- 6) 暴力団員ではないこと

▼家賃

入居世帯の収入により決定します。

▼敷金

決定家賃の2か月分

▼駐車場

1台分の駐車スペースがあります(月額1500円)。

▼提出書類

入居申込書、入居者全員の本籍記載の住民票、所得証明書、納税証明書

▼締め切り

7月18日(火) 16時まで

▼決定方法

希望者が重複した場合、抽選で決定します。

▼応募・問い合わせ

建設管理グループ(市役所2階 ☎42・2223)

※申し込みを受け付けてから

実際の入居までおおよそ1か月を要します。

完全予約制 ☎

0120-013-621

〈ご予約受付時間〉
平日 9:00~18:00

個別面談なので、他の方と顔を合わすことはありません。

無料電話相談も
同時受付中! お気軽にお電話ください

B型肝炎 給付金について

無料個別相談会

弁護士法人 弁護士 巖庭亨一「あいばこういち」東京弁護士会所属 登録番号35029 東京都新宿区四谷4-3 福屋ビル6-A 【営業時間】平日 9:00~18:00
プレシャス総合法律会計事務所

8/4(金) 滝川市まちづくりセンターみんくる 会議室A 滝川市栄町3丁目6-28

8/5(土) 芦別市青年センター 第3研修室 芦別市北1条東2丁目4番地

8/6(日) 旭川市民文化会館 第5会議室 旭川市7条通9丁目

対象者 昭和16年7月2日~昭和63年1月27日生まれ ※ご遺族の方も給付金請求できます

給付金 50万円~3,600万円 ※病歴に応じて給付金等の内容が異なります

弁護士費用 箱手金・相談料 無料 成功報酬 成功報酬 成功報酬 ※訴訟実費別途

会計年度任用職員募集

市では、次のとおり会計年度任用職員を募集します。

▼勤務内容 歌志内認定こども園保育教諭

▼募集人数 若干名

▼勤務時間 7時30分～18時30分のうち7時間30分勤務、うち休憩1時間（その他の勤務時間を希望する場合は相談に応じます）

▼勤務内容 認定こども園での保育教諭業務、幼稚園教諭業務補助（産休代替）

▼報酬額 日給7889円

（幼稚園教諭免許及び保育士資格所持で7時間30分勤務の場合）

▼任用期間 8月1日～令和6年3月31日

▼休日 土曜日、日曜日及び祝日

▼応募資格 幼稚園教諭免許、保育士資格のどちらかの片免許所持もしくは両免許を所持する方

▼提出書類 歌志内市会計年度任用職員申込書（市ホームページからダウンロード、または担当グループより受領、必要事項を記入のうえ、写真

を貼り付け）

▼締め切り 7月14日（金）

（応募締め切り後に面接を実施します。応募がなかった場合は随時受け付けます）

※免許・資格により職種・勤務内容が変更する場合があります。また、所持している資格により報酬額が異なります。

▼応募・問い合わせ 福祉事業グループ（市役所2階 ☎42・3213）

自衛官募集

防衛省では、航空学生、一般曹候補生、自衛官候補生の募集を行っています。

■航空学生（海上・航空）

▼応募資格 令和6年4月1日現在で高卒（見込み含む）または高専3年次修了の方（見込み含む）で、航空は21歳未満、海上は23歳未満の方

▼受付締切 9月7日（木）

▼1次試験 9月18日（月）

▼2次試験 10月14日（土）～19日（木）のうち1日

▼3次試験 海上11月17日（金）～12月13日（水）のうち1日、航空11月11日

（土）～12月14日（木）のうち1日

■2 一般曹候補生

▼応募資格 令和6年4月1日現在18歳以上33歳未満の方

▼締め切り 9月5日（火）

▼1次試験 9月15日（金）～17日（日）のうち1日（16日（土）は滝川駐屯地で実施）

▼2次試験 10月18日（水）～22日（日）のうち1日

■3 自衛官候補生

▼応募資格 18歳以上33歳未満の方

▼受付締切 第2回8月18日（金）、第3回9月5日（火）

※なお、年間を通じて募集。

▼試験日（指定する1日）

▽女子 第2回8月25日（金）・27日（日）、第3回9月23日（土）～28日（木）

（9月25日（月）は滝川駐屯地で実施）

▽男子 第2回8月25日（金）～27日（日）、第3回9月22日（金）～28日（木）

（9月25日（月）は滝川駐屯地で実施）

▼申し込み・問い合わせ 各協力本部ホームページをご覧ください。

覧になるか、自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所（☎22・2140）へお問い合わせください。

児童の学習支援サポーターを募集します

夏休み中に、児童の学習習慣や規則正しい生活に対する意識向上のため、ドリル学習などを行う「チャレンジサマ―」を歌志内学園にて開催します。

この学習支援で、ドリルのまるつけや児童へのアドバイスなどのお手伝いにご協力いただける方のご応募をお待ちしています。

※主催：教育委員会

▼とき 7月31日（月）～8月3日（木）9時～11時

▼ところ 歌志内学園

▼応募条件 国語と算数の答え合わせ（丸付け）ができる高校生以上の方。

▼募集人数 4名

▼謝礼 1回につき2000円

▼応募方法 7月7日（金）までに社会教育グループ（教育委員会 ☎42・4223）へお申し込みください。

砂川市立病院・あかびら市立病院・滝川市立病院などの「処方せん」受け付けています。

ご自宅・職場などにお薬を無料でお届けします。

歌志内市立病院前

チロル薬局

電話：0125-42-4500 FAX:0125-42-4501

水道 についての お問い合わせは...

中空知広域水道企業団

フリーアクセス
（通話料金無料）

オイシイミズ

歌志内営業所（市役所2階）

080-080-01432

TEL 42-2225

TEL.53-3831 FAX.53-2126

料金のお支払いには、
便利な口座振替を

令和5年度訓練生募集

北海道障害者職業能力開発校では、令和5年度（10月生）の訓練生を募集します。

▼対象者 身体障がい、精神障がい、発達障がいのある方
▼募集訓練生 建築デザイン科

▼願書受付期間 7月24日（月）～8月22日（火）

▼選考試験日 9月5日（火）

▼選考場所 北海道障害者職業能力開発校（砂川市焼山60番地）

▼試験内容 学力試験（国語、数学）、面接

▼問い合わせ 最寄りのハローワークまたは北海道障害者職業能力開発校（☎52・2774）

マイナンバーカードについて

マイナンバーカードの申請方法は、スマートフォン、パソコン、証明用写真機、郵送の4つの中から選べます。

市役所では郵送による申請のお手伝いをしています。写真撮影（無料）や申請書の準備などを行いますので、お気

軽にご相談ください。

お仕事などで日中に市役所へ来ることができない場合は、平日の時間外での対応を行いますので、必ず事前に電話での予約をお願いします。

また、2月末までにマイナンバーカードを申請した方は、9月末までにポイント申し込みをすることにより、選択した決済サービスのポイントとして最大2万円相当分のマイナポイントを取得できます。マイナポイントの申し込みについて、対応する機器がない場合や設定方法に不安がある方は、市役所1階窓口にて手続きを行うことができますのでご利用ください。

9月末よりも早く申し込みを締め切る決済サービスもありますので、お早めにポイントをお申込みください。

▼問い合わせ 戸籍保険グループ（市役所1階☎42・3217）

一定面積以上の土地取引には届出が必要です

土地の売買・賃借・交換・営業譲渡などを行う場合は、その土地が所在する市町村に届出が必要です。

▼届出の対象となる面積

- ・市街化区域以外 5000㎡以上
- ・都市計画区域外 1万㎡以上

▼届出者 土地の権利取得者（買主等）

▼届出期限 契約締結日から2週間以内

▼提出書類 各3部

- ①土地売買等届出書
- ②土地売買等契約書写し
- ③土地の位置・付近の状況・地形を明らかにした図面

▼罰則 届出をしないと法律で罰せられることがあります。

▼問い合わせ 建設管理グループ（市役所2階☎42・2223）

排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

市では、排水設備指定工事店の資格要件に排水設備工事責任技術者試験を導入し、次のとおり全道統一試験を行います。

なお、すでに登録している方は受験の必要はありません。

▼試験日時・会場

▽10月18日（水）旭川、20日（金）札幌 13時30分～15時

30分（他会場での受験をご希望の場合は、お問い合わせください）

▼受験料 7000円

▼受付期間 8月17日（木）～28日（月）（土・日は除く）

8時30分～17時15分

▼問い合わせ 建設管理グループ（市役所2階☎42・2223）

※試験実施に際し、変更がある場合、一般財団法人札幌市下水道資源公社のホームページでお知らせします。

求人情報（6月9日現在）

市内の事業所では、次のとおり従業員を募集しています。

▼1 介護職員（デイサービス）

求人数 1人 年齢不問

▼2 土木作業員（季節雇用）

求人数 2人 年齢不問

▼3 介護員（デイサービス）

求人数 2人 年齢不問

▼4 夜間専門支援員

求人数 2人 18歳以上

▼5 土木作業員（通年雇用）

求人数 2人 年齢不問

▼6 製造工

求人数 1人 年齢不問

くわしくは、ハローワーク滝川公共職業安定所砂川出張所（砂川市西6条北5丁目☎54・3147）へ。

司法書士中根事務所

不動産登記、商業登記、債務整理、供託、成年後見、相続・遺言・遺産分割、その他登記・法律・訴訟・裁判・各種手続きなど、お気軽にお電話ください。

赤平市・歌志内市無料出張相談承り中

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550

赤平市東文京町2丁目4番地2

ブログ：<http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane/>

加藤樹石苑

水晶などを使った各種アクセサリオリジナルのアクセサリも作ります。

鑑賞石を常設展示！「愛石家サロン」お気軽にご覧下さい！

歌志内市字中村58番地

電話・FAX 0125-42-2278

札幌弁護士会 無料法律相談会

無料法律相談会を開催します。債務整理、交通事故、離婚、相続、悪質商法など、どのような相談でもお受けします。

▼とき

▽7月4日(火) 10時～12時

岸田 洋輔 弁護士

▽7月18日(火) 10時～12時

富岡 俊介 弁護士

▼ところ うたみん

▼申し込み・問い合わせ 環境交通グループ(市役所1階) 42・3217

日本赤十字社員 増強運動にご協力を

日本赤十字社員増強運動が全国的に行われ、本市でも町内会・自治会役員の方がお宅を訪問しますので、日赤事業に対するご理解をいただき、社資の納入にご協力をお願いします。

なお、社資は年額500円以上とし、年額500円未満については寄付金として取り扱いさせていただきます。

▼問い合わせ 日赤歌志内市地区事務局(福祉事業グループ)

1階・市役所2階 42・3213)

平和図書コーナー開設

平和や戦争に関する図書・DVDを集めた「平和図書コーナー」を設けます。

この機会に、平和や戦争について考えてみませんか。

▼ところ うたみん

▼期間 7月27日(木)から8月31日(木)まで

▼問い合わせ 庶務グループ(市役所3階) 42・3212

水道料金の口座振替・スマホ決済について

水道料金のお支払いには、便利な口座振替をご利用ください。口座振替のお申し込みは、各金融機関または歌志内営業所まで、印鑑と通帳、最近の領収書をご持参ください。

スマートフォンなどのモバイル端末を使用して水道料金のお支払いができる「スマホ決済」は、これまで利用可能だった「PayPay」に加えて、「LINE Pay」、「支払秘書」、「JC Coin Pay」、「d払い」、「au P

ay」が新たに利用可能となりました。くわしくは当企業団のホームページをご覧ください。

▼問い合わせ 中空知広域水道企業団(053-330001)

ペットの飼い方のルールを守りましょう

家族の一員となったあなたのペットは、ほかのものに代えがたい大事な存在です。飼い主が、生態、習性など正しい知識を持って、種類に応じた適切な飼い方をお願いします。

▽犬や猫などのフンによる苦情が市役所に多く寄せられています。飼い主は責任を持って、フンの後始末をしてください。

▽犬の放し飼いはやめましょう。また、散歩時には必ずリードを付け、絶対に犬を放すことはしないでください。

▽予防接種を受けましょう。また、体調等に不安がある時は、かかりつけの獣医師に相談してください。

▽繁殖は飼い主の責任です。飼い主がしっかりと管理することが大事です。

▽野良猫にエサを与えないでください。

▼問い合わせ 環境交通グループ(市役所1階) 42・3217)

国民健康保険 被保険者証の更新

現在使用されている「国民健康保険被保険者証等」(以下「保険証」といいます)の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となります。

7月31日までに新しい保険証を簡易書留にてお送りしますので、お手元に届きましたら、古い保険証を廃棄してください。

ただし、収入が未申告などの方は、市役所で更新の手続きが必要となります。

保険証は8月1日以降は使用できなくなりますので、「国民健康保険被保険者証更新のご案内」が届きましたら、早めに市役所へ手続きを済ませてください。

※保険証は1年ごとの更新となり、有効期限は令和6年7月31日までとなります。

▼問い合わせ 戸籍保険グループ(市役所1階) 42・3217)

チロルの7月半額デーのお知らせ

当館をご利用くださっている皆様へ、7月半額デーの日程をお知らせします。

7月 7日(金曜日)
7月21日(金曜日)

日帰り入浴が半額になります。


チロルの湯

0125-42-5588 Fax 42-3044

有限会社 ケア・サポート 21

介護用品、介護器具の販売
市指定ごみ袋やマスクなどの衛生用品・日用品も取り扱いしています。
皆さまに『安心・安全・信頼』を提供します。

歌志内市字文珠 228 番地 4
電話番号 0125-42-3565



北海道警察官募集

北海道警察では、次のとおり警察官を募集します。

▼採用予定人数

▽A区分 男性35名程度、女性15名程度

▽B区分 男性115名程度、女性35名程度

▼受験資格

▽A区分(男性・女性) 大学(短期大学を除く)等を卒業した方(令和6年3月卒業見込みを含む)

▽B区分(男性・女性) A区分以外の方

▽年齢 平成3年4月2日から平成18年4月1日まで生まれた方

▼受付期間 8月18日(金)17時30分まで

▼1次試験 9月17日(日)

▼問い合わせ 赤歌警察署警務課 (☎32・0110)

または北海道警察本部採用センター (☎0120・860・314)、北海道警察ホームページ (<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)

赤歌警察署からの

お知らせ

■夏山遭難の防止

体力や技術を過信せず、楽しい登山をするために、次のことを守りましょう。

- (1)無理のない計画を立て、登山計画書を提出(家族や職場、警察署)しましょう。
- (2)複数人による登山を心がけましょう。
- (3)万全の装備と余裕ある食料等を準備しましょう。
- (4)携帯電話を持ちましょう。
- (5)気象情報の確認をしましょう。

▼問い合わせ 赤歌警察署警務課 (☎32・0110)

7月17日は

「北海道みんなの日」

7月17日は「北海道みんなの日」、愛称「道みんなの日」です。

「道みんなの日」は、北海道のこれまでの歴史や文化、風土を見つめ直し、これからの北海道を考える日として、平成29年に制定されました。この日をきっかけに、道民

の皆さまには、北海道に愛着や誇りを持っていただき、道外から訪れる方、北海道の魅力発信する機会としましょう。

サマージャンボ 宝くじ発売

今年も「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が全国で2種類同時に発売されます。今年のサマージャンボ宝くじは、1等・前後賞合わせて7億円です。この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われています。

▼発売期間 7月4日(火)～8月4日(金)

▼抽選日 8月18日(金)

▼価格 各1枚300円

▼賞金

(1)サマージャンボ宝くじ

▽1等 5億円×24本

▽前後賞各 1億円×48本

(2)サマージャンボミニ

▽1等 2000万円×28本

▽前後賞各 500万円×56本

本

〈企画広報グループ〉



ありがとうございます
びびります

■ふるさと納税

▽札幌市 鬼原 彰さんから 現金4万4千円

▽宮城県 藤島 泰隆さんから 現金3万6千円

▽静岡県 大石 航平さんから 現金9千円

▽大阪府 中井 厚志さんから 現金9千円

▽岩手県 藤島 行輝さんから 現金4千円

▽札幌市 藤野 博さん

▽神奈川県 匿名 現金210万円

ほくもんフリーローン『まねき猫』借換もOK

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%
(固定金利・保証料含む、令和4年4月1日現在)

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。
※お取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額500万円以内 ・ご利用期間10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。
※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。
※詳しくは 北門信用金庫 歌志内支店 TEL42-3111 まで。

パート募集中

いこいの里 チロル ☎0125-42-3565

2交代制 勤務期間は応相談

勤務時間 7:00~14:00
16:30~19:00

募集人数 若干名

(有)ケア・サポート21

くわしくは、お問い合わせください! 歌志内市字文珠228番地4